

第2回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年2月4日(金)
開会 15時00分
閉会 15時30分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 6番 力武 正光

8番 前田 勉

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 4号	農地法第5条の申請について	6件
議案第 5号	農地法第4条の申請について	1件
議案第 6号	農地法第3条の申請について	1件
議案第 7号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	
	利用権設定 通年	18件
	期間借地	2件

8. 報告事項

報告第 4号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件
報告第 5号	農地等の形質変更届出について	1件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 力武 正光委員、8番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 期間借地</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第5号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第4号	農地法第5条の申請について	6件	議案第5号	農地法第4条の申請について	1件	議案第6号	農地法第3条の申請について	1件	議案第7号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について			利用権設定 通年	18件		利用権設定 期間借地	2件	報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第5号	農地等の形質変更届出について	1件
議案第4号	農地法第5条の申請について	6件																							
議案第5号	農地法第4条の申請について	1件																							
議案第6号	農地法第3条の申請について	1件																							
議案第7号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																								
	利用権設定 通年	18件																							
	利用権設定 期間借地	2件																							
報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																							
報告第5号	農地等の形質変更届出について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>議案第4号 1番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから4ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が倉庫、資材置場及び駐車場のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ2番になります。</p>																								

事務局	<p>図面は5ページから11ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ3番になります。 図面は12ページから14ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が資材置場及び駐車場のための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇月頃資材置場及び駐車場にしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、4番になります。 図面は15ページから18ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が土砂仮置き場（一時転用）のための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇月頃土砂仮置き場にしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地。 許可基準としましては仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p> <p>続きまして、議案2ページ5番になります。 図面は19ページから24ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案2ページ6番になります。 図面は25ページから28ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>議案第4号 については以上6件です。</p>
議長	<p>それでは1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>農業規模を拡大されて、今までは農機具をあちこちに置かれていたのを一か所にまとめるそうです。生産組合長、区長の承諾印もありました。排水についても問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>息子さんが実家の側に家を建てるということです。今は、何も耕作されていない畑です。排水は、合併浄化槽を設置して、水路に放流される計画です。現地で、水関係水路関係見まして、排水等も問題ありませんでした。区長さん、生産組合長さんの同意もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>随分前から転用の指導をしていたところで、ようやく申請書が提出されました。</p>

担当 委員	排水等について問題はないと思います。区長、生産組合長の判もありました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。
担当 委員	農地に一時的に泥を置かせてくれということで、残土置き場としての一時転用の申請です。排水等の問題もなく、区長生産組合長の判もありました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
担当 委員	現地を見にいきましたが、周辺は住宅地になっており、下水管も通っていますので、問題ないと思います。区長、生産組合長の同意もありました。 ご審議よろしく申し上げます。
議長	5番について、御意見、ご質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。
担当 委員	今ある住宅を壊して、裏の畑まで利用して家を建て替えるということです。生活雑排水は浄化槽を設置されます。区長、生産組合長の同意もありました。現地を見に行つて、問題ないことを確認しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	6番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請6件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

議長	続きまして、議案第5号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第5号 2番について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、2番になります。 図面は29ページから31ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が宅地拡張のための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇年頃、宅地拡張していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第5号 については以上1件です。</p>
議長	2番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>現地を見てみましたところ、亡くなられたお父さんが、転用申請をせずそのまま倉庫を建ててあったみたいです。今回息子さんが登記をするにあたり、農地のままだったことが分かったそうです。排水等の問題も無いと思います。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第3条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 4番について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満</p>

事務局	たしております。 議案第6号 については以上です。
議長	議案第6号 について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第6号 農地法第3条の申請については許可といたします。 続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 18件について説明をお願いします。
事務局	議案第7号 利用権設定の通年についてご説明します。 議案の5ページから8ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。 借受人が11名、貸付人が17名で、 面積は田が43,648㎡、畑が41,681㎡です。利用目的、 利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。 申出書を9ページから20ページに掲げております。 議案第7号 利用権設定の通年については以上です。
議長	議案第7号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	賃料についてですが、年額5,000円とか書いてありますが、利用目的が水稻・麦大豆となって二期作となっておりますが、大体一期作と同じ賃料のようですが、二期作の場合でも一期作と同じ賃料でいいということでしょうか。
事務局	貸し人・借り人双方で話し合いをされた上で提出された申出書を受け付けていますので、表作がいくら、裏作がいくらという取り決めはなっていないと思っています。
○番委員	わかりました。
議長	ありがとうございました。 他にございませんか。

議長	<p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第7号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 利用権設定 期間借地について、ご説明します。</p> <p>議案の21ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が1名、貸付人が2名で、面積は田が3,377㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を22ページに掲げております。</p> <p>議案第7号 利用権設定 期間借地については以上です。</p>
事務局	<p>議案第7号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第7号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 について御説明します。</p> <p>議案の23ページから24ページになります。</p>

事務局	<p>4件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。</p> <p>報告第4号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第5号 農地等の形質変更届出について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 についてご説明します。</p> <p>議案の25ページ、2番になります。</p> <p>図面は32ページから34ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>かさ上げをして、麦を作付する計画となっております。</p> <p>報告第5号 については以上です。</p>
議長	<p>それでは2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>元々ブドウ園だったところですが、道より低く利用し難いということで、2mぐらい嵩上げをするということです。周りはU字溝が設置してあります。隣接者、生産組合長さん区長さんの同意もありました。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>報告第5号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第2回農業委員会会議を閉会します。</p>